

特定放射光施設及び特定中性子線施設に係る利用促進業務実施機関選定要領

令和 8 年 3 月 27 日
科学技術・学術政策局
参事官（研究環境担当）付

1. 目的

本要領は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成 6 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき登録された登録施設利用促進機関のうち、特定放射光施設又は特定中性子線施設に係る利用促進業務を行わせる機関を同項の規定に基づいて選定するための手続等を定めるものである。

2. 利用促進業務を行わせる手続

登録施設利用促進機関のうち利用促進業務を行わせる機関を選定するに当たっては、登録施設利用促進機関又は登録の申請をした者に対し、別記様式 1 を通知し、別記様式 2 の利用促進業務実施審査申請書を提出させ、別記 3 に定める利用促進業務実施機関審査基準に基づき、必要に応じ学識経験を有する者の意見を聴く。

3. 透明性の確保

本要領に基づき利用促進業務を行わせる機関の選定に係る手続を行うに当たっては、本選定要領及び審査基準をホームページ等に掲載し、透明性の確保に努める。

4. 利用促進業務を行わせる期間の終期

この要領に基づき利用促進業務を行わせる期間は、全ての登録施設利用促進機関への公平性及び適切かつ確実な利用促進業務が担保可能な範囲とし、5 年以内で設定する。

5. 要領の見直し

この要領は、随時見直しを行い、公平・透明性の確保に努めることとする。

文 書 番 号
年 月 日

各登録施設利用促進機関又は申請者の氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名

文部科学省科学技術・学術政策局
参事官（研究環境担当） ○○ ○○

特定放射光施設 NanoTerasu に関する利用促進業務実施審査について

標記の件について、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき登録された登録施設利用促進機関又は登録の申請をした者の中から、同項の規定に基づき利用促進業務を行わせる機関を選定することとしたので、下記要件を踏まえ、別紙申請書を○○年○○月○○日までに提出願います。

記

1. 対象施設
3 GeV 高輝度放射光施設 (NanoTerasu)
2. 利用促進業務を実施する期間
年 月 日～ 年 月 日
3. 法第 21 条に基づく交付金の○○年度予算額
○, ○○○, ○○○千円
4. その他必要な要件

【本件担当】 科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当） 付
【電話番号】 03-6734-4098

文 書 番 号
年 月 日

各登録施設利用促進機関又は申請者の氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名

文部科学省科学技術・学術政策局
参事官（研究環境担当） ○○ ○○

特定放射光施設 SPring-8/SACLA に関する利用促進業務実施審査について

標記の件について、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき登録された登録施設利用促進機関又は登録の申請をした者の中から、同項の規定に基づき利用促進業務を行わせる機関を選定することとしたので、下記要件を踏まえ、別紙申請書を○○年○○月○○日までに提出願います。

記

1. 対象施設
大型放射光施設（SPring-8）及び X 線自由電子レーザー施設（SACLA）
2. 利用促進業務を実施する期間
年 月 日～ 年 月 日
3. 法第 21 条に基づく交付金の○○年度予算額
○,○○○,○○○千円
4. その他必要な要件

【本件担当】 科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当） 付

【電話番号】 03-6734-4098

文 書 番 号
年 月 日

各登録施設利用促進機関又は申請者の氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名

文部科学省科学技術・学術政策局
参事官（研究環境担当） ○○ ○○

特定中性子線施設に関する利用促進業務実施審査について

標記の件について、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき登録された登録施設利用促進機関又は登録の申請をした者の中から、同項の規定に基づき利用促進業務を行わせる機関を選定することとしたので、下記要件を踏まえ、別紙申請書を○○年○○月○○日までに提出願います。

記

1. 対象施設
大強度陽子加速器施設（J-PARC）のうち特定中性子線施設
2. 利用促進業務を実施する期間
年 月 日～ 年 月 日
3. 法第21条に基づく交付金の○○年度予算額
○,○○○,○○○千円
4. その他必要な要件

【本件担当】 科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当） 付
【電話番号】 03-6734-4098

利用促進業務実施審査申請書
(特定放射光施設 NanoTerasu)

年 月 日

文部科学省科学技術・学術政策局
参事官（研究環境担当） 殿

登録施設利用促進機関又は申請者の氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け文書番号をもって通知のあつた特定放射光施設 NanoTerasu に関する利用促進業務実施審査について、下記のとおり申請します。

記

登録施設利用促進機関又は申請者の氏名又は名称	
登録施設利用促進機関の住所	
1. 利用促進業務を実施する場合の以下に示す資料	
1 放射光共用施設を利用して研究を行う者の募集及び選定の方法	
2 放射光専用施設を設置する者の募集及び選定並びに放射光専用施設を利用して研究等を行う者（放射光専用施設を設置する者を除く。）の募集及び選定の支援の方法	
3 選定委員会の構成及び選定委員会の運営に関する事項	
4 利用者選定業務の公正の確保に関する事項	
5 研究実施相談者の配置に関する事項	
6 施設利用研究を行う者に対する情報の提供及び相談その他の援助の方法	
7 特定放射光施設における研究者等の安全の確保に関する事項	
8 利用促進業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項	
9 利用促進業務の円滑な実施のための量子科学技術研究開発機構及び一般財団法人光科学イノベーションセンターとの連携に関する事項	

- 10 その他利用促進業務の実施に関し必要な事項
 - 11 放射光共用施設を利用して研究等を行う者の選定における次に掲げる事項に関する基本的な方向
 - ①放射光共用施設を利用して重点的に行うべき研究等の分野に関する事項
 - ②基礎的、応用的及び開発的な研究等に対する放射光共用施設の利用時間の配分に関する事項
 - 12 放射光共用施設の利用時間の設定に関する事項
 - 13 利用支援業務の実施に関する計画
 - 14 利用支援業務を担当する者の資質の向上のための措置その他利用支援業務の充実のための措置に関する事項
 - 15 研究実施相談者のうち一名以上が非常勤の者である場合には、利用支援業務の質の維持向上のための措置に関する事項
2. 利用促進業務を行う場合の〇〇年度事業収支予算（積算）書

【本件担当】 科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当） 付

【電話番号】 03-6734-4098

利用促進業務実施審査申請書
(特定放射光施設 SPring-8/SACLA)

年 月 日

文部科学省科学技術・学術政策局
参事官（研究環境担当） 殿

登録施設利用促進機関又は申請者の氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け文書番号をもって通知のあつた特定放射光施設 SPring-8/SACLA に関する利用促進業務実施審査について、下記のとおり申請します。

記

登録施設利用促進機関又は申請者の氏名又は名称	
登録施設利用促進機関の住所	
1. 利用促進業務を実施する場合の以下に示す資料	
1 放射光共用施設を利用して研究を行う者の募集及び選定の方法	
2 放射光専用施設を設置する者の募集及び選定並びに放射光専用施設を利用して研究等を行う者（放射光専用施設を設置する者を除く。）の募集及び選定の支援の方法	
3 選定委員会の構成及び選定委員会の運営に関する事項	
4 利用者選定業務の公正の確保に関する事項	
5 研究実施相談者の配置に関する事項	
6 施設利用研究を行う者に対する情報の提供及び相談その他の援助の方法	
7 特定放射光施設における研究者等の安全の確保に関する事項	
8 利用促進業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項	
9 利用促進業務の円滑な実施のための理化学研究所との連携に関する	

事項

- 10 その他利用促進業務の実施に関し必要な事項
- 11 放射光共用施設を利用して研究等を行う者の選定における次に掲げる事項に関する基本的な方向
 - ①放射光共用施設を利用して重点的に行うべき研究等の分野に関する事項
 - ②基礎的、応用的及び開発的な研究等に対する放射光共用施設の利用時間の配分に関する事項
- 12 放射光共用施設の利用時間の設定に関する事項
- 13 利用支援業務の実施に関する計画
- 14 利用支援業務を担当する者の資質の向上のための措置その他利用支援業務の充実のための措置に関する事項
- 15 研究実施相談者のうち一名以上が非常勤の者である場合には、利用支援業務の質の維持向上のための措置に関する事項

2. 利用促進業務を行う場合の〇〇年度事業収支予算（積算）書

【本件担当】 科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当） 付

【電話番号】 03-6734-4098

利用促進業務実施審査申請書
(特定中性子線施設)

年 月 日

文部科学省科学技術・学術政策局
参事官 (研究環境担当) 殿

登録施設利用促進機関又は申請者の氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け文書番号をもって通知のあつた特定中性子線施設に
関する利用促進業務実施審査について、下記のとおり申請します。

記

登録施設利用促進機関の氏名又は名称	
登録施設利用促進機関の住所	
1. 利用促進業務を実施する場合の以下に示す資料	
1 中性子線共用施設を利用して研究を行う者の募集及び選定の方法	
2 中性子線専用施設を設置する者の募集及び選定並びに中性子線専用施設を利用して研究等を行う者 (中性子線専用施設を設置する者を除く。)の募集及び選定の支援の方法	
3 選定委員会の構成及び選定委員会の運営に関する事項	
4 利用者選定業務の公正の確保に関する事項	
5 研究実施相談者の配置に関する事項	
6 施設利用研究を行う者に対する情報の提供及び相談その他の援助の方法	
7 特定中性子線施設における研究者等の安全の確保に関する事項	
8 利用促進業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項	
9 利用促進業務の円滑な実施のための日本原子力研究開発機構及び高エネルギー加速器研究機構との連携に関する事項	

- 10 その他利用促進業務の実施に関し必要な事項
 - 11 中性子線共用施設を利用して研究等を行う者の選定における次に掲げる事項に関する基本的な方向
 - ①中性子線共用施設を利用して重点的に行うべき研究等の分野に関する事項
 - ②基礎的、応用的及び開発的な研究等に対する中性子線共用施設の利用時間の配分に関する事項
 - 12 中性子線共用施設の利用時間の設定に関する事項
 - 13 利用支援業務の実施に関する計画
 - 14 利用支援業務を担当する者の資質の向上のための措置その他利用支援業務の充実のための措置に関する事項
 - 15 研究実施相談者のうち一名以上が非常勤の者である場合には、利用支援業務の質の維持向上のための措置に関する事項
2. 利用促進業務を行う場合の〇〇年度事業収支予算（積算）書

【本件担当】 科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当） 付

【電話番号】 03-6734-4098

利用促進業務実施機関審査基準
(特定放射光施設 NanoTerasu)

1. 利用者選定業務に関する事項

(1) 共通事項

- ・施設利用研究を行う者の募集に際し、あらかじめ申請方法、選定の基準その他施設利用研究を行う者の選定に関し必要な事項について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表することとしているか（施行規則第 15 条第 1 号）。
- ・施設利用研究を行う者の選定の結果を公表することとしているか（施行規則第 15 条第 2 号）。
- ・選定委員会の委員を選任する場合には、委員の職業、専門分野等に著しい偏りが生じないように配慮することとしているか（施行規則第 15 条第 3 号）。
- ・利用者選定業務を行う部署は、応募課題を処理できる事務体制となっているか。
- ・利用者の募集・選定に係るスケジュールは適切か。

(2) 放射光共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定に関する事項

- ・多様な分野の研究者等に対して、透明な手続により公平な利用機会を提供するため、公正な利用者選定を行うこととしているか（基本方針第二の一）。
- ・国際情勢等を踏まえつつ、原則として、施設を国外の研究者等にも国内の研究者等と同様に公平に共用に供することとしているか（基本方針第二の五）。

(3) 放射光専用施設を設置する者の募集及び選定に関する事項

- ・放射光専用施設の選定に当たり、公平性及び透明性を確保するとともに、放射光専用施設とする必要性、施設の維持管理能力等も確認し、量子科学技術研究開発機構及び地域パートナーと協議することとしているか。また、放射光専用施設の設置後も、その実績について適切に評価を行うこととしているか（基本方針第五の二）。
- ・放射光専用施設の選定のうち一般財団法人光科学イノベーションセンターにより設置される放射光専用施設に係るものを行うときは、特定放射光施設 NanoTerasu が官民地域パートナーシップに基づき整備されたもので

あることを前提に、効率的に、かつ、施設全体の一体的な運用の観点から行うこととしているか（基本方針第五の二）。

(4) 放射光専用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の支援に関する事項

- ・放射光専用施設の共用ビームタイムにおける共用を行う場合には、放射光共用施設に係る利用促進業務と一体的に業務を実施することにより、効率的な運用を図ることとしているか。また、利用者の課題申請の窓口や申請方法、利用方法等については、利用者本位の利用制度を構築することとしているか（基本方針第五の四）。

2. 利用支援業務に関する事項

- ・利用支援業務を行うに当たって、施設利用研究を行う者の研究等の特性等に配慮することとしているか。（施行規則第 15 条第 4 号）。
- ・放射光利用経験の少ない利用者への支援や、先端的・革新的なニーズに対応した利用支援業務を実施することとしているか（基本方針第二の二）。
- ・放射光利用研究の高度化等、放射光の利用可能性を不断に追求するとともに、これを支える人材の育成を図っているか（基本方針第二の三）。
- ・競争領域における施設利用研究の成果の性質に配慮しつつ、積極的な成果の公表及び普及並びに啓発活動を実施することとしているか（基本方針第二の四）。
- ・新しい利用技術の開発を含め、研究機能の強化を図っているか（基本方針第二の六）。
- ・放射光専用施設の利用状況を把握し、必要に応じて当該設置者に対して適切な助言を行うこととしているか（基本方針第五の三）。
- ・研究実施相談者のうち一名以上が非常勤の者である場合、各放射光共用施設を担当する研究実施相談者が勤務を要しない利用時間においても利用者が必要な支援を受けることができるよう、必要な体制が整備されているか（施行規則第 12 条第 5 項）。

3. その他利用促進業務に関する事項

- ・利用促進業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うこととしているか（施行規則第 15 条第 5 号）。
- ・施設利用に関する諸手続については、利用者に対する窓口の一元化・簡素化に努めるほか、利用者のニーズを施設の運営に反映するとともに、様々な利用方法を可能とするなど、利用者本位の利用促進業務を行うこととし

ているか（基本方針第四の一）。

- 量子科学技術研究開発機構が中心となって整備する、施設における安全管理、施設管理、情報セキュリティ、データ管理及び広報等に関する一元的な体制に利用促進業務の一環として参画し、利用者のニーズを把握する立場から主体的な役割を発揮することが期待できるか（基本方針第六の一）。
- 施設の利用者、若手・女性研究者、中小企業及びスタートアップ、学生、児童生徒、地域住民等の特定放射光施設を中心とするイノベーション・エコシステムを構成する主体と十分な連携を図ることにより、特定放射光施設 NanoTerasu が立地地域のリサーチコンプレックスの形成の中核的拠点としての役割を果たせるよう、量子科学技術研究開発機構及び地域パートナーと連携して取り組むことが期待できるか（基本方針第六の二）。
- 他の量子ビーム施設及び特定先端大型研究施設との間の連携を図るに当たり、量子科学技術研究開発機構とともに必要な取組を実施することが期待できるか（基本方針第六の四）。
- 特定先端大型研究施設利用促進交付金の交付申請に係る交付対象経費の算出は適切に行われているか。
- 特定先端大型研究施設利用促進交付金の交付を受けて利用促進業務を実施するに当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の関係法令、交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく処分に従うとともに、利用促進業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理するなど、適切な会計経理を行うことが期待できるか（補助金等適正化法第11条第1項、法第20条）。

別記 3—2

利用促進業務実施機関審査基準 (特定放射光施設 SPring-8/SACLA)

1. 利用者選定業務に関する事項

(1) 共通事項

- ・施設利用研究を行う者の募集に際し、あらかじめ申請方法、選定の基準その他施設利用研究を行う者の選定に関し必要な事項について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表することとしているか（施行規則第 15 条第 1 号）。
- ・施設利用研究を行う者の選定の結果を公表することとしているか（施行規則第 15 条第 2 号）。
- ・選定委員会の委員を選任する場合には、委員の職業、専門分野等に著しい偏りが生じないように配慮することとしているか（施行規則第 15 条第 3 号）。
- ・利用者選定業務を行う部署は、応募課題を処理できる事務体制となっているか。
- ・利用者の募集・選定に係るスケジュールは適切か。

(2) 放射光共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定に関する事項

- ・多様な分野の研究者等に対して、透明な手続により公平な利用機会を提供するため、公正な利用者選定を行うこととしているか（基本方針第二の一）。
- ・国際情勢等を踏まえつつ、原則として、施設を国外の研究者等にも国内の研究者等と同様に公平に共用に供するとともに、国際的なシンポジウム等を積極的に開催して施設利用研究の成果を世界に向けて発信することとしているか（基本方針第二の五）。

(3) 放射光専用施設を設置する者の募集及び選定に関する事項

- ・放射光専用施設の選定に当たり、公平性及び透明性を確保するとともに、放射光専用施設とする必要性、施設の維持管理能力等も確認することとしているか。また、放射光専用施設の設置後も、その実績について適切に評価を行うこととしているか（基本方針第三の二）。
- ・放射光専用施設の選定及び評価に当たり、国及び理化学研究所と密接に連携を図ることとしているか（基本方針第三の二）。

(4) 放射光専用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の支援に関する事項

- ・放射光専用施設の共用ビームタイムにおける共用を行う場合には、放射光共用施設に係る利用促進業務と一体的に業務を実施することにより、効率的な運用を図ることとしているか。また、利用者の課題申請の窓口や申請方法、利用方法等については、利用者本位の利用制度を構築することとしているか。

2. 利用支援業務に関する事項

- ・利用支援業務を行うに当たって、施設利用研究を行う者の研究等の特性等に配慮することとしているか。(施行規則第15条第4号)。
- ・放射光利用経験の少ない利用者への支援や、先端的・革新的なニーズに対応した利用支援業務を実施することとしているか(基本方針第二の二)。
- ・放射光利用研究の高度化等、放射光の利用可能性を不断に追求するとともに、これを支える人材の育成を図っているか(基本方針第二の三)。
- ・知的財産の保護の観点に配慮しつつ、積極的な成果の公表及び普及並びに啓発活動を実施することとしているか(基本方針第二の四)。
- ・新しい利用技術の開発を含め、研究機能の強化を図っているか(基本方針第二の六)。
- ・放射光専用施設の利用状況を把握し、必要に応じて当該設置者に対して適切な助言を行うこととしているか(基本方針第四の二)。
- ・研究実施相談者のうち一名以上が非常勤の者である場合、各放射光共用施設を担当する研究実施相談者が勤務を要しない利用時間においても利用者が必要な支援を受けることができるよう、必要な体制が整備されているか(施行規則第12条第5項)。

3. その他利用促進業務に関する事項

- ・利用促進業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うこととしているか(施行規則第15条第5号)。
- ・施設利用に関する諸手続については、利用者に対する窓口の一元化・簡素化に努めるほか、利用者のニーズを施設の運営に反映するとともに、様々な利用方法を可能とするなど、利用者本位の利用促進業務を行うこととしているか(基本方針第四の一)。
- ・地域における産学官連携の深化や国際的な頭脳循環等に関して地元自治体等との間の連携を図るに当たり、理化学研究所とともに必要な取組を実施することが期待できるか。(基本方針第五の一)。

- 他の量子ビーム施設との間の連携を図るに当たり、理化学研究所とともに必要な取組を実施することが期待できるか（基本方針第五の二）。
- 特定先端大型研究施設利用促進交付金の交付申請に係る交付対象経費の算出は適切に行われているか。
- 特定先端大型研究施設利用促進交付金の交付を受けて利用促進業務を実施するに当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の関係法令、交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく処分に従うとともに、利用促進業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理するなど、適切な会計経理を行うことが期待できるか（補助金等適正化法第11条第1項、法第20条）。

利用促進業務実施機関審査基準
(特定中性子線施設)

1. 利用者選定業務に関する事項

(1) 共通事項

- ・施設利用研究を行う者の募集に際し、あらかじめ申請方法、選定の基準その他施設利用研究を行う者の選定に関し必要な事項について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表することとしているか（施行規則第 15 条第 1 号）。
- ・施設利用研究を行う者の選定の結果を公表することとしているか（施行規則第 15 条第 2 号）。
- ・選定委員会の委員を選任する場合には、委員の職業、専門分野等に著しい偏りが生じないように配慮することとしているか（施行規則第 15 条第 3 号）。
- ・利用者選定業務を行う部署は、応募課題を処理できる事務体制となっているか。
- ・利用者の募集・選定に係るスケジュールは適切か。

(2) 中性子線共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定に関する事項

- ・多様な分野の研究者等に対して、透明な手続により公平な利用機会を提供するため、公正な利用者選定を行うこととしているか（基本方針第二の一）。
- ・国際情勢等を踏まえつつ、原則として、施設を国外の研究者等にも国内の研究者等と同様に公平に共用に供するとともに、国際的なシンポジウム等を積極的に開催して施設利用研究の成果を世界に向けて発信することとしているか（基本方針第二の五）。

(3) 中性子線専用施設を設置する者の募集及び選定に関する事項

- ・中性子線専用施設の選定に当たり、公平性及び透明性を確保するとともに、中性子線専用施設とする必要性、施設の維持管理能力等も確認することとしているか。また、中性子線専用施設の設置後も、その実績について適切に評価を行うこととしているか（基本方針第三の二）。
- ・中性子線専用施設の選定及び評価に当たり、国及び日本原子力研究開発機

構と密接に連携を図ることとしているか（基本方針第三の二）。

(4) 中性子線専用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の支援に関する事項

- ・中性子線専用施設の共用ビームタイムにおける共用を行う場合には、中性子線共用施設に係る利用促進業務と一体的に業務を実施することにより、効率的な運用を図ることとしているか。また、利用者の課題申請の窓口や申請方法、利用方法等については、利用者本位の利用制度を構築することとしているか。

2. 利用支援業務に関する事項

- ・利用支援業務を行うに当たって、施設利用研究を行う者の研究等の特性等に配慮することとしているか。（施行規則第15条第4号）。
- ・中性子線利用経験の少ない利用者への支援や、先端的・革新的なニーズに対応した利用支援業務を実施することとしているか（基本方針第二の二）。
- ・中性子線利用研究の高度化等、中性子線の利用可能性を不断に追求するとともに、これを支える人材の育成を図っているか（基本方針第二の三）。
- ・知的財産の保護の観点に配慮しつつ、積極的な成果の公表及び普及並びに啓発活動を実施することとしているか（基本方針第二の四）。
- ・新しい利用技術の開発を含め、研究機能の強化を図っているか（基本方針第二の六）。
- ・中性子線専用施設の利用状況を把握し、必要に応じて当該設置者に対して適切な助言を行うこととしているか（基本方針第四の二）。
- ・研究実施相談者のうち一名以上が非常勤の者である場合、各中性子線共用施設を担当する研究実施相談者が勤務を要しない利用時間においても利用者が必要な支援を受けることができるよう、必要な体制が整備されているか（施行規則第12条第5項）。

3. その他利用促進業務に関する事項

- ・利用促進業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うこととしているか（施行規則第15条第5号）。
- ・施設利用に関する諸手続については、利用者に対する窓口の一元化・簡素化に努めるほか、利用者のニーズを施設の運営に反映するとともに、様々な利用方法を可能とするなど、利用者本位の利用促進業務を行うこととしているか（基本方針第四の一）。
- ・地域における産学官連携の深化や国際的な頭脳循環等に関して地元自治

体等との間の連携を図るに当たり、日本原子力研究開発機構とともに必要な取組を実施することが期待できるか。(基本方針第五の二)。

- 他の量子ビーム施設との間の連携を図るに当たり、日本原子力研究開発機構とともに必要な取組を実施することが期待できるか(基本方針第五の二)。
- 特定先端大型研究施設利用促進交付金の交付申請に係る交付対象経費の算出は適切に行われているか。
- 特定先端大型研究施設利用促進交付金の交付を受けて利用促進業務を実施するに当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等の関係法令、交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく処分に従うとともに、利用促進業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理するなど、適切な会計経理を行うことが期待できるか(補助金等適正化法第11条第1項、法第20条)。